

台東区 一般廃棄物処理 基本計画

令和 3 (2021) 年度
～令和 12 (2030) 年度

みんなのでつくる循環型社会の実現
～持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン～

令和 3 (2021) 年 3 月

 台東区

台東区民憲章

あしたへ



江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします



(平成 18 年 12 月 14 日 告示 第 688 号)



台東区一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって

台東区長 服部 征夫

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムの中で、廃棄物の課題は、最終処分場の延命化などにとどまらず、自然破壊、さらには地球温暖化の進行などによる気候変動として地球規模の課題にも及んでいます。これまで経験したことがない豪雨等が発生し、日本各地で被害をもたらしています。気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、私たちは、かつてない変革が求められている時期を迎えています。環境への負荷を低減し、「持続可能な社会」を構築することにより、生命と財産を守り、そして、持続可能な未来に変えるためにもこれからの私たちの行動が極めて重要です。

前計画期間中、本区の人口は 20 万人を回復し、来街者も 5,580 万人を超える状況においても、戸別収集の区内全域実施や燃やさないごみの選別・資源化などの取り組みにより、着実にごみの減量を進めてまいりました。

一方、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う緊急事態宣言発出などの事態が、私たちの暮らしを一変しました。新たな行動変容が求められる中で、家庭や事業所から排出されるごみ・資源は、量・質ともに変化しています。

そこで、感染予防対策の徹底などを図り、区民の皆様のご理解とご協力のもと、生活基盤を支え公衆衛生の維持に努めるとともに、これまでのごみの減量に向けた取り組み状況を振り返り、ごみと資源の排出実績等をもとに課題を整理し、その対応を取りまとめました。

新たな計画では、「みんなでつくる循環型社会の実現～持続可能なたいとうごみゼロ協働プラン～」を基本理念に掲げ、今後 10 年間の区民 1 人 1 日あたりのごみ・資源の排出量を数値目標として設定しています。この目標達成に向け、「ごみをなく (79) そう！ひとり 1 日 79g！」「環境にやさしい事業所を目指して、ごみ 10%減！」を合言葉に、プラスチックごみの削減や食品ロスなどの課題に対してさまざまな施策を推進してまいります。

区民・事業者そして来街者の皆様のお力添えの程、よろしくお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた区民の皆様、そして、台東区廃棄物減量等推進審議会において、熱意をもってご審議をいただいた委員の皆様、心より感謝申し上げます。

令和 3 (2021) 年 3 月

目 次

はじめに 一般廃棄物処理基本計画の基本的考え方	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象範囲	5
5. 計画の構成	7
第1章 廃棄物処理に関わる本区の状況	8
1. 本区の現状	8
2. ごみと資源の流れ	15
3. ごみ・資源の排出状況	17
4. ごみ処理費用	23
5. 前計画の実施結果	24
第2章 計画の基本理念・基本方針	33
1. 基本理念	33
2. 基本方針	34
3. 計画の体系	36
4. 数値目標	38
第3章 取り組みの内容	43
1. 基本方針1《区民・事業者・区の協働による3R+Sを推進します》	43
2. 基本方針2《ごみ減量と資源の有効利用を推進します》	48
3. 基本方針3《安全で安定した適正処理を推進します》	54
4. 区民・事業者・区の役割	58
第4章 食品ロス削減推進計画	60
1. 食品ロス削減推進計画の基本事項	60
2. 本区の食品ロスの状況	62
3. 食品ロス削減推進計画の方向性	66
4. 食品ロス削減推進計画の体系	68
5. 数値目標	70
6. 取り組みの内容	70
7. 各主体の役割	73
8. 関連する施策との連携	75
第5章 計画の主要事業	76
第6章 生活排水処理基本計画	90
1. 基本方針及び基本計画	90
2. 計画の位置付け	90
3. 計画の期間	90
4. 一般廃棄物の区分と処理主体及び排出状況	90
資料編	91

- 本文中の表・グラフの数値については、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。
- 本文中「*」を付している用語は、用語解説を参照ください。

はじめに 一般廃棄物処理基本計画の基本的考え方

1. 計画策定の目的

台東区（以下「本区」という。）は、平成 23（2011）年 3 月に「台東区一般廃棄物処理基本計画*」（以下「前計画」という。）を策定しました。計画期間は平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの 10 年間であり、平成 28（2016）年 3 月に中間改定を行いました。この間、計画の基本理念「みんなでつくる循環型社会の実現～たいとうごみゼロ協働プラン～」のもと、台東区らしい循環型社会*の実現を目指し、ごみの戸別収集*の区内全域への拡大や集団回収支援の拡充、燃やさないごみの新たな処理方法の全量実施（以下「燃やさないごみの選別・資源化」という。）など様々な取り組みを展開してきました。

令和 2（2020）年度をもって前計画の計画期間が終了します。そこで、前計画の取り組みの進捗状況や、持続可能な社会づくりをめぐる国内外の動向（詳細は次ページ）などを踏まえつつ、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までにおける本区の清掃・リサイクル事業の方向性を示す「台東区一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区民生活と経済状況が極めて深刻な影響を受けている中、区はこれまで、当面の区政運営にあたって優先度の高い事業を重点的に取り組むとともに、事業の見直しを行ってきました。

そのため、本計画の施策や事業については、新型コロナウイルス感染症が区民生活や公衆衛生の保持に与える影響や、感染リスク、今後の区財政への影響を考慮しています。また、感染防止対策を講じながら、本計画の施策や事業を実施するものです。



台東くん
© BANDAI

国内外の主な動向

■持続可能な社会に向けた国際的な枠組みづくり

世界的には、地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能でより良い世界を目指す国際目標としてSDGs*（持続可能な開発目標）が平成27（2015）年に国連で採択されました。SDGsは、2030年を期限とする17の目標（ゴール）と169のターゲットからなっています。ごみの適正管理（ゴール⑪）や食品ロス*の削減や資源の有効利用の推進（ゴール⑫）など、清掃・リサイクル事業に関わるゴール・ターゲットも多く含まれています。

平成28（2016）年には、気候変動防止の国際的な枠組みとしてパリ協定が発効されました。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール



ロゴ：国連広報センター作成

■国や都の動向

国は、平成30（2018）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ*問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げました。その後、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、同年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法*）が施行されています。

また、令和2（2020）年10月に、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すとしています。

東京都は、平成28（2016）年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」を、令和元（2019）年12月に、産業革命前からの平均気温の上昇を1.5℃に抑え、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献するための「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。廃棄物関連では、2030年を目標として食品ロス半減（2000年度比）、廃プラスチックの焼却量の40%削減などが掲げられています。

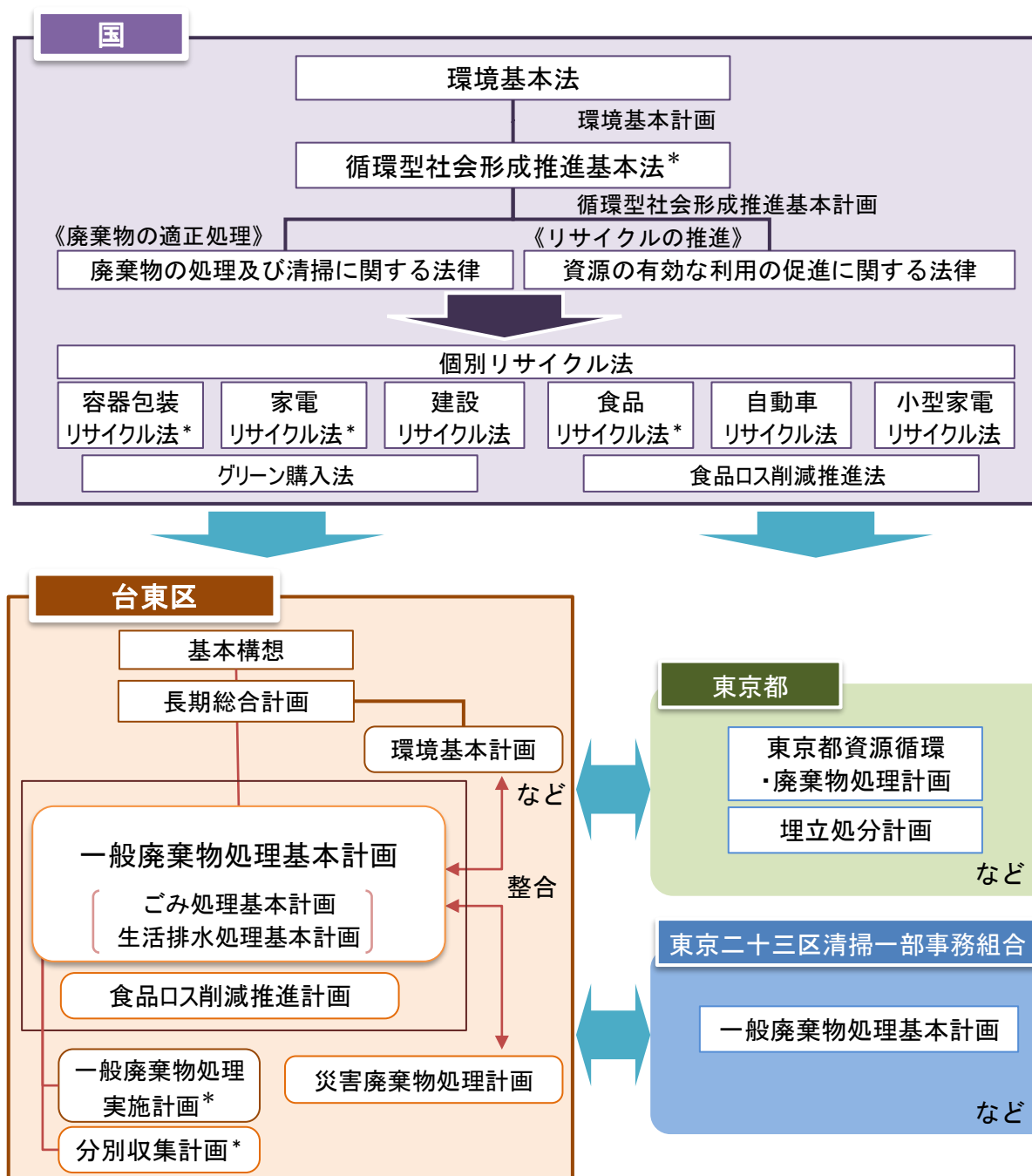


2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法*」という。）第6条及び東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」という。）第33条に基づき定めるものです。

なお、台東区基本構想や台東区長期総合計画のもと、関連計画（環境基本計画など）との整合を図るとともに、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合*（以下「清掃一組」という。）などの計画や方針等との調和を図るものとします。

図表 1 計画の位置付け



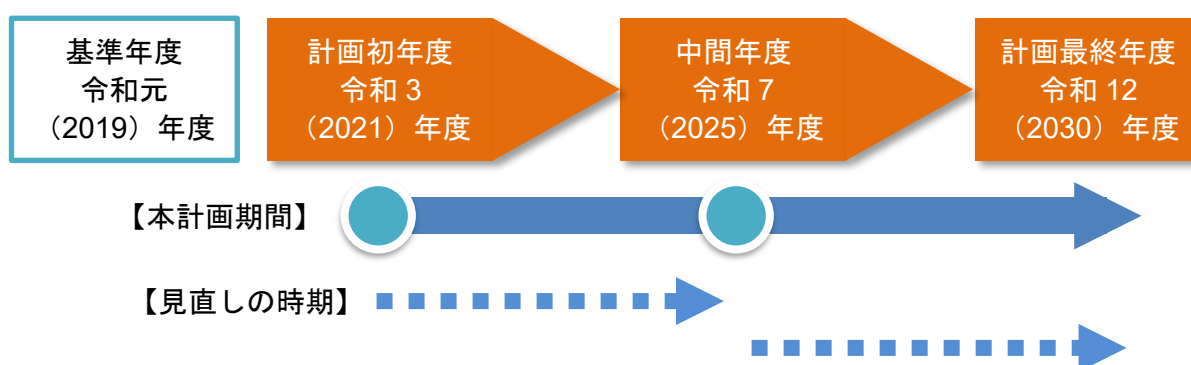
3. 計画の期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

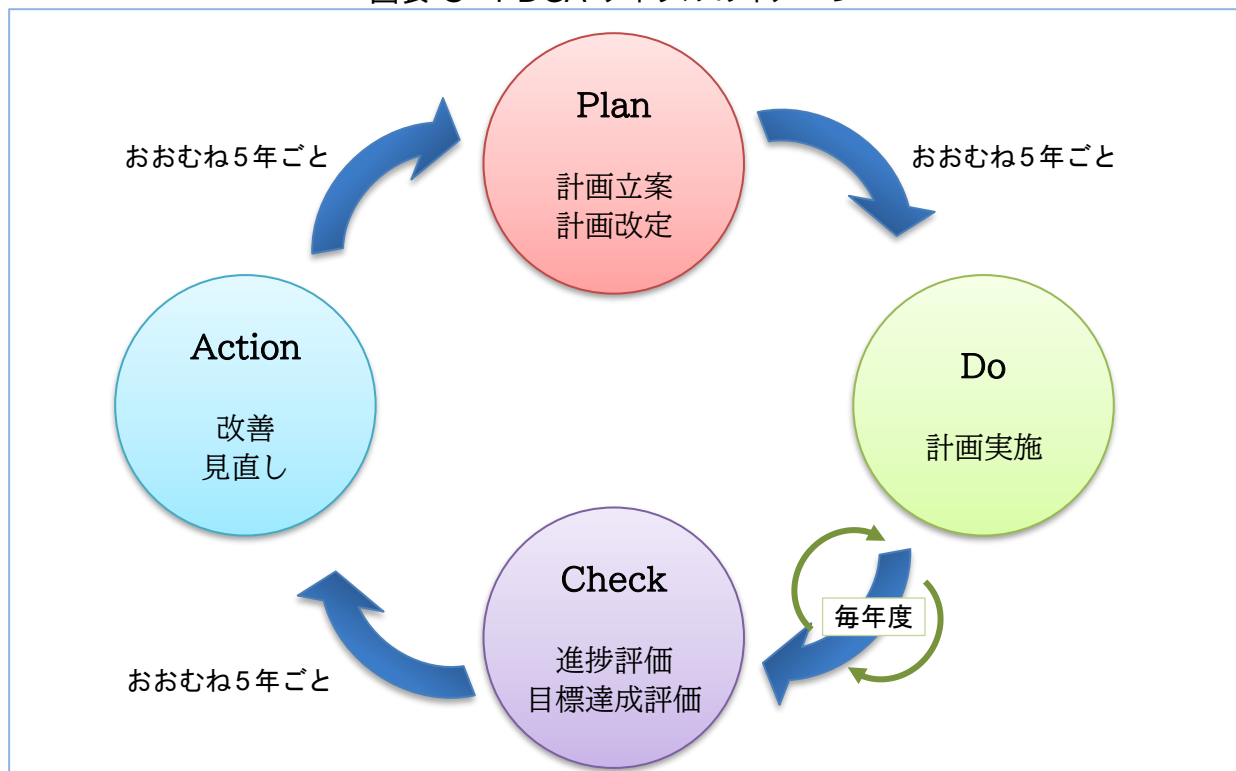
なお、おおむね 5 年ごとに見直すとともに、今後の社会情勢の変化、廃棄物処理法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

進捗状況や達成状況については、PDCA サイクルを適切に運用し、継続的な評価と見直しを進め、より実効性の高い計画の実施に努めます。

図表 2 計画期間



図表 3 PDCA サイクルのイメージ

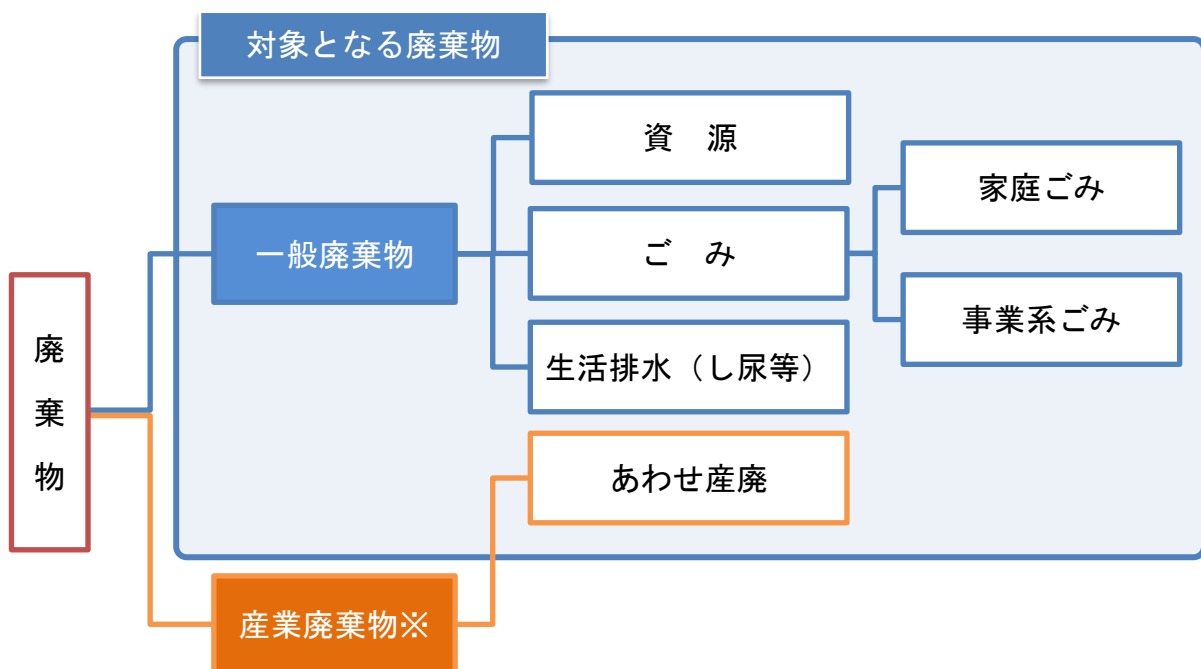


4. 計画の対象範囲

一般廃棄物*が本計画の対象となります。

事業系ごみ*については、廃棄物処理法第3条により自己処理責任*が原則ですが、事業系一般廃棄物*及び同法第11条第2項並びに条例第48条に規定された一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められる産業廃棄物*（あわせ産廃）についても、対象となります。

図表 4 計画の対象範囲



※ 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるもの

「資源」も「ごみ」？

p.5の図（計画の対象範囲）をよく見てみましょう。

ごみは「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」などのことです。では、その上の**資源**もごみなのでしょうか。

結論から言えば、びん・缶やペットボトル、古紙といった「資源」も、家庭や事業所から不用物となって出た段階では「ごみ」であり、廃棄物処理法上の「一般廃棄物」です。

「資源」が有効に使われるには、正しく分別し、再生処理する必要があります。そのためにはエネルギーも使いますし、環境への負荷もかかります。（もちろん、ごみにするよりは焼却施設や埋立地への負荷は減ります。）

限りある天然資源を大切に使い、地球環境への負荷を減らすためには、家庭などから出る**ごみ**も**資源**も減らすこと、つまり**発生抑制(リデュース)**が大事なのです。



5. 計画の構成

本計画は、廃棄物処理法に基づき、今後の清掃・リサイクル事業の方向性を定める「一般廃棄物処理基本計画」（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）であり、食品ロス削減推進法に定める「食品ロス削減推進計画*」を包含するものとします。

第1章から第3章までは「ごみ処理基本計画」として、廃棄物処理に関わる本区の状況（第1章）から計画の基本理念・基本方針（第2章）、及び取り組みの内容（第3章）を記載しています。

第4章は「食品ロス削減推進計画」です。食品ロスの削減は「ごみ処理基本計画」の重点的取り組みのひとつであり、それを受けた形となっています。

第5章は、「ごみ処理基本計画」「食品ロス削減推進計画」に掲げた主要事業リストであり、第6章は、し尿や生活雑排水といった生活排水処理の枠組みを定めた「生活排水処理基本計画」となっています。

図表 5 本計画の構成

